

社会福祉法人 花筏会役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人 花筏会 定款第 8 条の（評議員の報酬）及び定款第 2 1 条の（役員の報酬等）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第 2 条 評議員には評議員会 1 回出席につき 1 人 6 0 0 0 円の報酬を所得税を源泉徴収して現金で支払うものとする。

(役員の報酬等)

第 3 条 理事及び監事に対して理事会 1 回出席につき 1 人 6 0 0 0 円の報酬を所得税を源泉徴収して現金で支払うものとする。

監事監査についても同様に 1 回につき 1 人 6000 円の報酬を所得税を源泉徴収して現金で支払うものとする。

監事の評議員会出席についても同様に評議員会 1 回出席につき 1 人 6000 円の報酬を源泉徴収して現金で支払うものとする。

但し、理事会と評議員会が同日開催の場合は 1 回分の支給とする。

尚、職員である理事については支給しない。

職務を行う理事長については月額 1 5 万円を翌月の 2 6 日に住民税及び所得税を源泉徴収して銀行口座に振込み支給する。

上記役員（理事及び監事）報酬についての各年度総額は以下のとおりとする。

① 職務を行う理事長への年間支給総額を 180 万円とする。

理事会出席時に理事に支給する報酬総額は年間 20 万円を超えない範囲とする。

② 監事に支給する報酬総額は年間 10 万円を超えない範囲とする。